

大郷町指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）募集要項

1 趣 旨

気候変動適応法の改正により、気温が著しく高くなることにより熱中症による健康被害が生じるおそれがある場合に、熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が発表されることとなり、町は民間施設や公共施設を暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）を指定できることとなりました。

については、クーリングシェルターを運用し熱中症対策に協力いただける民間施設を募集いたします。

2 クーリングシェルターの実施内容

クーリングシェルターは、熱中症特別警戒情報が発表された際に、あらかじめ公表される開放日・時間に、住民等が暑熱を避けるための滞在場所として開放される施設です。

クーリングシェルターとして、主に次の内容を実施します。

- (1) 熱中症特別警戒情報の積極的な取得・把握
- (2) 施設入口等へのクーリングシェルターであることが分かる掲示
- (3) 受け入れ可能人数に応じた、椅子の設置など休息がとれる環境の整備
- (4) 冷房設備の適切な管理・稼働

3 申込資格

申し込みを行えるのは、クーリングシェルターの趣旨に賛同し、町内に所在する施設で、次の条件のすべてを満たす施設とします。

- (1) 定期的にメンテナンスされた、施設規模等に応じた適切な機能を有する冷房設備がある施設
- (2) 熱中症特別警戒情報の発表期間中、あらかじめ公表する開放可能日及び時間帯において、住民やその他の者に開放できる施設
- (3) あらかじめ公表する受け入れ可能人数が同時に適切に滞在できる空間が確保されている施設

4 運用期間

熱中症警戒アラート運用期間（毎年度4月第4水曜日から10月第4水曜日まで）とします。

5 募集期間

随時受け付けします。

6 申し込み方法

申込書に必要事項を記載のうえ、持参、郵送、ファックスまたは電子メールのいずれかの方法により、以下へ提出してください。

大郷町保健福祉課

住 所 〒981-3592 大郷町粕川字西長崎 5 番地の 8

ファックス 022-359-3287

電子メール kenkou@town.miyagi-osato.lg.jp

7 申し込み後の流れ

申込書提出後の流れは以下のとおりです。

- (1) 施設管理者と町で協定内容の協議
- (2) 協定の締結（クーリングシェルターとしての指定）
- (3) クーリングシェルターの運用開始、施設情報の公表

8 指定期間（協定の有効期間）

指定の日から指定の日が属する年度の 3 月 31 日までとし、指定を受けた施設の管理者からの申し出がない限り、毎年度指定を更新するものとします。

9 その他

公序良俗に反するまたは取り組みの趣旨に適さない等、町が不相当と判断する場合は、クーリングシェルターとして指定されない場合があります。

【申し込み・問い合わせ先】

大郷町保健福祉課

〒981-3592 大郷町粕川字西長崎 5 番地の 8

電 話 022-359-5507

ファックス 022-359-3287

電子メール kenkou@town.miyagi-osato.lg.jp